

＜日本病院・地域精神医学会における若手学会員のための

実践・研究奨励賞および奨励給付金に関する規程＞

- 第1条 日本病院・地域精神医学会は、若手学会員に対して実践・研究活動の促進・向上を図るために、奨励賞および奨励給付の規程を設ける。
- 第2条 本規程の対象となる者は、本学会員であり、なおかつ研究員の半数以上が満40歳未満の者またはその要件を満たす研究グループとする。
- 第3条 所定の書式による実践・研究活動奨励給付金申請書および所定の選考手続きを経て選考された実践・研究活動に対し、本学会は1件20万円の奨励金給付を行う。給付対象になる実践・研究は、各年度において2件以内とする。
- 第4条 選考され奨励金給付を受けた実践・研究活動の期間は、本規程上では2年間とする。奨励金給付を受けた者またはグループは、給付を受けた日から2年以内に研究を終了し、その成果を学会総会で発表し学会誌に投稿しなければならない。
- 第5条 第3条にかかる選考手続きのために、選考委員会を設ける。選考委員会は、当分の間本学会理事会がこれを兼ねる。
- 第6条 奨励金給付申請については、所定の書式(1)により、学会長宛に学会事務局が行うものとする。申請期間は毎年、4月1日から4月30日までとする。
- 第7条 奨励金の給付を受けた者またはグループは、給付から2年を超えた時点で、所定の書式(2)により支出報告を行わなければならない。
- 第8条 本規程は、2017年1月1日から発効する。この規程の改廃は、理事会の議を経て総会において行う。

以上